

2013年12月21日

法学研究科在籍者 各位

大学院法学研究科  
研究科長 棚村 政行

## 課程博士学位授与に係る審査体制等の一部変更について（お知らせ）

標記の件について、12月11日（水）開催の法学研究科運営委員会（以下「法研運営委員会」という。）において、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、今回の変更は、主に、研究科宛に提出された博士論文について、受理を決定するまでに、形式上の適否を確認する機能を強化するものであり、直接論文の内容を審査するものではありません。

### 記

#### （1）博士学位資格審査委員会の役割の変更について

「博士学位資格審査委員会」による、**博士論文提出前**の審査を廃止し、それにかえて、課程**博士論文提出後**の形式審査を行うこととします。

従来、「博士学位資格審査委員会」は、2010年度以降の博士後期課程入学者への特則として、博士論文を提出する直前に、コースワークの修了と入学後の業績を確認してきましたが、今後は、課程博士学位資格申請に係る書類が提出された後に、法研運営委員会において、**受理審議に付すに相応する形式を具備するか否か**の確認を行う委員会となります。

このことにより、課程博士論文提出者は、全員この審査委員会において形式面の審査を受けることとなり、形式面で不都合な内容が見られた場合、是正指導が出される場合があります。今後の流れについては、別添のフローを確認してください。

#### （2）学位申請者の資格要件の充足に関する審査について

2010年度以降の博士後期課程入学者を対象とする特則については継続します。この確認（コースワーク経てきたこと、および入学後の業績）については、上述（1）と同時に行うこととなりますので、該当者は、課程博士学位資格申請に係る書類の提出時に、必要な書類（論文掲載学術雑誌のコピー等）を提出することとなります。

#### （3）博士論文提出資格試験の免除要件の廃止について

標記試験（外国の研究動向の調査能力や、外国資料に対する論述力の確認）について、LL. M. またはそれに相当する海外学位を取得している場合、資格試験の合格に替えるものとしていましたが、これを廃止し、資格試験の合格を必須とします。ただし、既に免除をされている方は、従前のままとなります。

これらの変更は、2013年12月11日に施行されました。博士学位資格審査委員会に係る事項は、同日以降に提出される課程博士学位資格申請から適用されることとなります。

以上

## 制度変更後の、課程博士学位申請書類受理に係るフロー図

受理審議対象の法研運営委員会 **3週間前**の月曜日（大学休業日の場合、翌営業日）



### 【課程博士による申請】

#### ○申請書類

- ①学位申請書、②履歴書・研究業績、③博士論文概要書
- ④学位申請論文、⑤論文電子データ

2010年度以降博士後期課程入学者については、上記に加え以下を提出必要書類とする

- ⑥博士後期課程入学以後に学術雑誌に公表した学術論文（ある場合）



### 【博士学位資格審査委員会の開催】

#### ○課程博士による申請の確認内容

- ①学位申請書、履歴書・研究業績に基づき、申請者の申請資格を確認
- ②本人提出の学術論文・博士論文指導教員による評価書ないしコメントにより、提出者の申請論文に係るコースワーク・業績等の確認（2010年度以降入学者に限る）
- ③論文概要書の字数および書式等の確認
- ④申請論文の字数および書式等の確認



### 【審査結果】

以下のいずれかとなり、最終的な取扱いは、研究科長・教務主任の判断による

- ①受理相当  
※書類等に不備がなく、受理相当と判断
- ②修正指導相当  
※概要書・申請論文の形式に修正すべき点があり、指導教授および申請者本人に、研究科が定める日までに修正するよう求めることが相当と判断
- ③取下げ指導相当  
※概要書・申請論文の形式に大きく修正すべき点があり、次月以降に再申請することが相当と判断

不備が無い

または不備が解消された場合



法研運営委員会において、学位申請論文の受理審議

受理が決定された場合



当該論文に係る審査員を選任し、論文の審査を開始